

「令和6年度千葉県認知症地域支援推進員研修」に係る業務委託募集要項

1 事業名称 「令和6年度千葉県認知症地域支援推進員研修」業務委託

2 業務の目的

認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）は、平成30年度からすべての市区町村に配置されており、また、政府の「認知症施策推進大綱」において「認知症地域支援推進の先進的な活動の横展開」及び「全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講」することが明記された。

本研修はすべての市町村における推進員の効果的な活動の展開に向けて、配置予定も含む新任者、並びにすでに配置されて活動をしている現任の推進員が、その役割を担うために必要な知識・技術の習得及び向上を図ることを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別添「令和6年度千葉県認知症地域支援推進員研修」企画提案仕様書のとおり

(2) 委託期間

業務委託契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 委託金額

2,448,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

業務を適切に実施できるもので、次の全ての要件を満たす企業・団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和6年5月17日（金）から 6月5日（水）午後5時まで
質問受付期限	令和6年5月24日（金）午後5時まで
応募書類等提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時まで
審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和6年6月7日（金）
結果通知	令和6年6月下旬 (各応募者に文書で通知します。)

6 応募方法

(1) 応募書類

応募に際しては、以下の書類を提出すること。

ア 申込書（様式1）

イ 団体概要（様式2）

次の資料を添付すること。

(ア) 定款又は規約

(イ) 直近2事業年度の事業報告書、決算書

(ウ) その他様式は問わないが、団体等の概要を明記したもの。

ウ 企画提案書（様式3）

エ 見積書（様式4）

※委託にかかる全ての費用を含むこと。

オ 確認書（様式5）

(2) 提出部数 各正本1部、副本8部

(3) 提出上の注意

ア 提出書類は、A4判・縦置きサイズで両面印刷とすること。

イ 提出書類は、左端に2穴を開けて綴じること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布します。

また、千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページからダウンロードすることもできます。

8 選考方法

「千葉県認知症地域支援推進員研修業務委託に係る選考会議」（以下、会議という。）において、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより応募者からの企画提案内容等を審査し、最優秀提案者を選考します。

なお、6件以上の応募があった場合は、書面による事前審査を実施した上で、プレゼンテーションを行う5団体を選定します。

（1）審査方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た応募者を最優秀提案者とする。

評価項目	審査内容
専門性及び高齢化・認知症対策に対する認識	本業務を担う専門性を有しているか。
	千葉県の急速な高齢化に伴う認知症対策の重要性、課題等を認識し、本業務の必要性を理解しているか。
業務遂行体制	本業務を遂行するための管理運営や実施体制は整っているか。
過去の実績	人材養成に係る事業について、実績、経験は豊富か。
取組意欲	県及び関係機関と共同で業務を遂行するに当たって、取組意欲が優れているか。
業務内容の理解度	業務内容が的確に理解されているか。
提案内容の妥当性	提案の内容が優れており、実現性が高いか。
経費	予算の範囲内であり、妥当性があるか。

（2）プレゼンテーション・ヒアリング

日時：令和6年6月7日（金）

※時間、場所等当日の詳細は、対象者に別途通知します。

出席者：2名以内

留意事項：

ア 説明は、提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとします。

イ 説明は口頭で行うものとし、パソコン・プロジェクター等の機材の使用は認めません。

ウ プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外します。

（3）結果通知

結果については、プレゼンテーション後に、応募者全員に文書で通知するとともに、最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開します。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

(4) その他

審査に関する異議には一切応じられません。

9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応します。

(1) 受付期間・方法

令和6年5月24日(金)午後5時までに電子メールで問い合わせてください。その際、件名を「【千葉県認知症地域支援推進員研修業務】(事業者名)」とし、本文中に団体名・担当者名・連絡先を必ずご記載の上、質問を簡潔に記載してください。

電子メール送信後、電話にて必ず到着確認をお願いします。

(2) 質問の回答

質問のあったすべての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載します。

10 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 応募資格のないものが提案した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考委員、又は関係者に選定に関する援助を直接的、間接的に求め、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、委員会が失格であると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とし、企画提案書の作成及び提出に対する報酬はないものとします。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出書類は必要に応じて複写します、また、使用は県庁内及び選考会議での検討に限ります。
- (5) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を公開する場合があります。

1 2 企画提案書等の問い合わせ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班 (担当者：齋藤)

TEL 043-223-2237

FAX 043-227-0050

E-mail kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

